

(1) 二次採用（秋） 令和7年度学費（分納3・4期分）取扱いについて

学費3・4期分については、5月にご郵送いたしました学費振込用紙をご使用の上、通常学費にて納入手続きを行ってください。

①採用となった場合

12月に採用通知を受け取られた方は、令和7年度学費（分納3・4期分）について、支援区分に基づく授業料減免額をご返金いたします。

■返金日：令和8年1月15日（予定）

②選考結果が確定しない場合

12月時点で選考結果が確定しなかった方で、1月に採用が決定した場合は、採用手続きが完了次第、支援区分に基づく授業料減免額をご返金いたします。

なお、ご返金日は、採用通知が届いた月の翌月を予定しております。

(2) 次年度以降の学費振込用紙の送付について

次年度以降の学費振込用紙は、本制度の支援対象者におかれましては、「分納」にてご案内いたします。

本制度は、適格認定が年に2回行われます。

3月に行われる適格認定（学業成績等）では、大学にて学業成績や学修意欲等に基づき次年度の継続可否を判定します。

10月に行われる適格認定（家計）では、日本学生支援機構（JASSO）にて生計維持者と奨学生本人の経済状況に基づき支援区分の見直しが行われます。

適格認定の判定結果によっては、授業料の減免額もそれに応じて変更が生じる可能性があります。

そのため、学費振込用紙は、適格認定判定後のご案内となります。

【取扱窓口】

高等教育の修学支援新制度に関する手続について：学生生活課（神田・生田）

授業料の納付について：経理課（神田・生田）